

京都市告示第418号

道路法第20条第1項の規定により道路と市民緑地との兼用工作物の管理の方法について協議が成立しましたので、同条第6項の規定により次のとおり告示します。

令和3年11月15日

京都市長 門川大作

1 道路の種類及び路線名

一般市道皆山経6号線

2 市民緑地の名称

東本願寺前市民緑地

3 兼用工作物の位置

京都市下京区上数珠屋町319地先から同区桜木町92-1地先まで

4 兼用工作物の管理者

道路管理者 京都市長

市民緑地管理者 京都市長

5 管理の内容

(1) 道路管理者

ア 兼用工作物のうち道路施設に係る新設、改築、維持及び修繕

イ 兼用工作物のうち道路施設に係る災害復旧

ウ 兼用工作物のうち道路施設に係る行政処分

(2) 市民緑地管理者

ア 兼用工作物のうち市民緑地施設に係る新設、改築、維持及び修繕

イ 兼用工作物のうち市民緑地施設に係る災害復旧

ウ 兼用工作物のうち市民緑地施設に係る行政処分

6 管理の期間

令和3年11月19日から市民緑地の供用廃止日まで

(建設局建設企画部建設企画課)